

水資源機構かんがい排水事業（継続）

【 8 , 6 3 3 (9 , 0 9 4) 百万円】

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良）し、水利用の安定と合理化を図ります。

- ・（独）水資源機構が実施するかんがい排水事業への補助です。
- ・（独）水資源機構は水資源開発水系（利根川・荒川等7水系）において、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等を行うことにより、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としています。

政策目標

安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保

< 内容 >

（１）水資源開発施設等の新築又は改築の実施

採択に当たっては、原則として国営かんがい排水事業（内地）、県営かんがい排水事業（内地）又は国営総合農地防災事業（内地）に準じます。

（２）水資源開発施設等の耐震対策の実施

（耐震対策の実施に当たっては、学識経験者等で構成する第三者委員会を設置し、施設の耐震対策について評価を行います。）

採択に当たっては、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域若しくは地震に係る特別措置法に基づく地震防災対策推進地域又は大規模地震の発生確率が高い地域、受益面積 3,000ha 以上、を併せ持つものとします。

（３）水資源開発施設等の石綿管除去対策の実施

採択に当たっては、受益面積 20ha 以上、農業用管水路の変更が必要な延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50% 以上、を併せ持つものとします。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 独立行政法人水資源機構
2. 補助率 (1) 2/3、70%、50% (2) 2/3、70% (3) 50%
3. 事業実施期間 昭和 3 8 年度～

[担当課：農村振興局総務課機構調整室（03 - 3501 - 5604（直））]